

令和2年3月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和2年3月5日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 子育て支援について
(2) 公共施設総合管理計画について
(3) 教育行政について
2. 神谷直子議員 (1) SDGsについて
(2) 児童虐待について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩												
副	市	長	神谷坂敏											
教	育	長	都築公人											
企	画	部	長	深谷直弘										
総	合	政	策	グ	ル	ー	リ	ー	ダ	ー	榎	原	雅	彦
秘	書	人	事	グ	ル	ー	リ	ー	ダ	ー	杉	浦	崇	臣

総務部長	内田 徹
行政グループリーダー	中川 幸紀
財務グループリーダー	竹内 正夫
財務グループ主幹	清水 健
市民部長	中村 孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤 克己
経済環境グループリーダー	板倉 宏幸
経済環境グループ主幹	都筑 達明
税務グループリーダー	亀井 勝彦
福祉部長	加藤 一志
地域福祉グループリーダー	加藤 直
地域福祉グループ主幹	唐島 啓一
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真樹
健康推進グループリーダー	磯村 和志
健康推進グループ主幹	鈴木 美奈子
こども未来部長	木村 忠好
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 義人
土木グループリーダー	杉浦 睦彦
都市計画グループリーダー	田中 秀彦
都市計画グループ主幹	島口 靖
防災防犯グループリーダー	神谷 義直
上下水道グループリーダー	清水 洋己
会計管理者	三井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島 正明
学校経営グループ主幹	鈴木 剛
監査委員事務局長	山本 時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡 英城
主査	加藤 定
主査	神谷 直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の運営に御協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

15番、内藤とし子議員。一つ、子育て支援について。一つ、公共施設総合管理計画について。一つ、教育行政について。以上、3問についての質問を許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、3問について質問をいたします。

1つ目、子育て支援についてです。

これは高取学区に子供の集まれる場所をぜひつくってほしいという質問です。高浜市には5つの小学校があり、そのうち高取学区には児童センターも設置されていません。高取学区にはほかに子供の集まれる場所もありません。市内5小学校のうち港小学校には東海児童センター、翼小学校には翼児童センター、吉浜小学校には吉浜児童センターがあります。高浜小学校には中央児童センターがあり、ここは近く高浜小学校に併設で移動して設置されます。これら児童センターでは、学童保育の子供たちが楽しそうに遊んだり勉強したりして時間を過ごしています。もちろん午前中は小さい子供さんが利用してみえます。児童センターは0歳から18歳までの子供が利用できる施設で、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つです。地域でその健康を推進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。多くの人に利用されている施設です。

碧南市では、似たような施設にららくるやあいくるがあり、ここでは子供が集まれる場所、子供と親がともにゆっくり過ごすことのできる場所、雨が降っても、暑い夏が続いても、親子が集

まれる、そんな場所があり、高浜市からも多数の方が出かけています。高浜市は若い世帯が増え、人口も増加しています。出生率も県下でも高く、碧南市と比べても、近い将来碧南市を人口で言うとうち抜いてしまうのではないかとされています。高取学区も瓦屋さんの跡地に一戸建てが増え、若い世代が多くなり、子供の数も増えています。当然共働きの家庭も増え、児童クラブの入所希望者も多くなっているところですが、申し込み者が全員入れないのが現状です。

子供たちが放課後の生活が安全で安心して過ごせるようにと、居場所づくり事業も実施されていますが、1、2年生でもこのセンターキッズに入れられない子も多くいます。高取学区には児童センターがないので、雨が降ってきた場合は居場所事業は公民館でとなったり、中止になったり、夏休みは公民館で行うことになっています。しかし、入れる人数には限りがあります。もともと公民館では児童が集まれる場所として造られてはならず、子供を生活と遊びを通して健全に育む場所としてはふさわしくありません。今年度廃園になった旧高取幼稚園は高取小学校に隣接し、子供たちの遊び場である園庭も設置されていますので、十分利用価値があります。施設を整備し、乳幼児を持つお母さんたちの集える場所として、子供たちの遊び場として、親同士のコミュニケーションをとる場として、また、青少年が活動できる場所として整備活用されるよう、高浜市の見解をお願いします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、高取小学校区に子供の集まれる場所をといるところの児童センターという話でございますけれども、まず、今、現状の高取小学校区における子供の居場所の確保というところで、市のほうで実施しているものを紹介させていただきます。

先ほど議員のおっしゃられた内容と少し繰り返しのところはありますけれども、まず、誰でも利用できる居場所としましては、放課後居場所事業があり、多くの小学生に利用していただいております。また、昼間、保護者のいない児童の居場所につきましては、児童クラブとして高取児童クラブ、楽習館児童クラブがありまして、こちらも多くの子供に利用していただいております。また、放課後居場所事業が実施されない日を補完する児童センターなどの公共施設を活用したセンターキッズについては、高取小学校区では高取公民館を活用し、利用していただいております。また、高取小学校区にある「ひかりこども園」につきましては、地域子育て支援拠点施設である子育て支援センターとして、こちら乳幼児をお持ちのお母さん方に御利用していただいているということで、以上のようにさまざまな形で子供の居場所は確保しているものと考えております。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） あと、まず、先ほど質問の中にもございましたように、児童クラブやセンターキッズに入所できない子供たちがいるというところもありましたけれども、高取小学校区におきまして、近年、年度当初、通常ほかの学区でもそうなんです、児童クラブの弾力

運用による年度当初の一時的な受入れをして拡充しておりますし、またセンターキッズを実施しているというところの中で、利用の要件を満たしている児童の中では、その利用ができないという児童は基本的にはいない状態であります。

また、先ほど公民館の中でセンターキッズを実施することの話がありましたけれども、こちらにつきましては高取公民館でセンターキッズを実施する、そのような場合には、一室を占有する中でおもちゃやボードゲームなどを準備して、子供たちが楽しく時間を過ごせるように工夫しており、子供の活動に合わせて設置しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今、高取学区で子供たちの放課後といいますか、授業がない時間どのように過ごしてみえるかというお話がありました。学童保育でもキッズクラブでも、待機児はいないというような説明がありましたが、要するにキッズクラブでも資格がないという名目で、もう最初からはじき出されたというお子さんも見えるわけです。そういう方たちはどこか、要するにどこか子供が集まれる場所で遊ばせたいと思っているんだけれども、公民館はやはりキッズクラブで決まっている子、それから学童保育は学童保育で、人数もありますし、決まっている。楽習館では楽習館で決まっている。要するにそこからみんなはみ出て入れないわけですから、そういう子供さんがまだまだ話を聞いて、では、うちのところも駄目だわと言って、工夫をして子供さんに時間を過ごさせているというようなお子さんがまだまだいるわけです。そういう子供さんについてはどのように見てみえるのか、お聞きいたします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 児童クラブ、センターキッズにつきましては、基本的に親御さんが就労等で家庭にいない、そういった中で子供が1人で過ごす。そういったことを防ぐという意味合いでお預かりをしたり、また児童センターやそういった公民館で設けるセンターキッズで、そういった居場所を確保して過ごしてもらうというものでございまして、では、子供たちが日々遊ぶという、そういうところで子供たちが安心して社会性、また自立性、そういったものを養うためにというところの居場所としましては小学校の運動場を放課後居場所事業として開放しておりますので、そういった中で子供たちは周りの子供たちと一緒に遊びながら、そういった居場所を活用しているものと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 先ほどひかり幼稚園の話も出ましたが、ひかり幼稚園の子育て支援センターですか、ひかり幼稚園を利用してみえる方しか駄目なんではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ひかりこども園にある子育て支援センターだけでなく、高浜市内には保育園に併設された支援センターであったり、いちごプラザのような、そういった支援センターがある中で、どの施設もその園を利用している保護者でなければ駄目だとか、そういう縛りは一切ありませんので、どの支援センターも利用することが可能となっております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） ひかりこども園を利用していない子供でも利用できるというお話ですが、これは、やはりたまたま知り合いがひかり幼稚園にいて、そのお母さんに誘われていったというような場合はともかく、なかなかその家庭だけでひかりこども園を利用することは難しいかと思います。

それと、子供たちがキッズクラブにも学童保育にも入れない場合は運動場でと言われますが、学校から一度帰ってかばんを置いてきて運動場に集まれるかといいますと、やはり距離のある子供さんではなかなか、かばんを一遍置きに行くということは大変難しくなってくるわけです。そういう面では、要するに市役所側としてそういう親とか子供の気持ちが十分分かっていないのではないかという気がいたします。

それと、子供さんがどうしても、例えば1年生や2年生ですと、中央保育園に行ってくれと言われた方もいるようですが、子供さんがやはり、自分は高取学区に通っているのに中央保育園、高浜小学校の子供さんと、親に連れていってもらって遊ぶわけですから、そういう面では無理があるかと思いますが、そういう点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず先ほど、一度ランドセルを家に置いてから運動場にとという話がありましたけれども、まず、通常の下校する場合、遊ぶ場合はそうなんですけれども、そういったものを解消して、なおかつ安全に遊べるようにということで、登録していただいた児童についてはランドセルを置いたまま、要するに下校しないまま、そのまま運動場で遊べるようにしているのが放課後居場所事業でございますので、そういった形で、1、2年生の子たちも含めて放課後居場所事業を利用してもらっているというものでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 放課後居場所事業はランドセルを家に置いてこなくてもいいと。学校に置いたまま遊べるんだと言われますが、要するにおじいさんやおばあさんが見えるんですが、おじいさんやおばあさんもそれぞれの生活があったり、仕事に行ったりという、一つ屋根の下ではあるけれども、別々の生活を送ってみえるのに、この放課後居場所事業のキッズクラブなどには入る資格がないというふうに言われた子供さんも見えるんです。そういう場合に、そういう一般、要するにほかの学区でいえば児童センターに一般来館者として入ってこられる、そういう子供さんがまだまだ見えるわけです。学童でもキッズクラブでも入れないものだから、もうあきらめて

待機児童としても登録されていないという方が見えるわけですが、そういう方たちが集まれる、そういう方たちも集まれる場所として児童センターというのは本当に貴重な施設だと思うんですが、そういう点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 先ほど、放課後居場所事業とセンターキッズの話をされていましたが、あくまでも放課後居場所事業で通常の、その場合は誰でも小学生、その学校の小学生は登録して利用できる状態にありますので、そういった放課後居場所事業を活用しつつ、かつ保護者等が昼間家にいない、そういった就労等でいない場合に、居場所を確保する方法としてセンターキッズを確保しているものでございますので、通常、保護者が家庭の中である程度見られる状況がある子供に対して、ずっと全て居場所を確保するというものでもないです。そこはあくまでもセンターキッズ、児童クラブについては昼間保護者がいないという、そういう前提の中で利用しているものですので、そここのところの御理解、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今言ったお子さんのお家も昼間、要するにおじいさんは仕事に行くし、おばあさんはそれぞれの用事もあって、毎日いるわけではないんです。でも、センターキッズにも入れなかったというふうに言ってみえました。そういう子供さん、その方だけではありませんが、そういう子供さんが、児童センターがあれば児童センターで遊ぶことができるわけですから、そういう面では高取学区だけに児童センターがありません。ですから、この高取学区にぜひ児童センターを設置してほしいということを考えるわけですが、旧の高取幼稚園は平成15年に耐震改修も済んでいます。要するに、この使える間といいますか、今、今年度から閉園になっているわけですが、こういうところを改修して有効利用する考えはないかどうか、お聞きいたします。

○議長（北川広人） 子ども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 現時点におきましては、児童センターに活用していく予定はありません。

以上でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 青少年が音楽やスポーツを楽しんだり、気軽に集える場としての青少年ホームを解体され、民間のスポーツクラブになってしまいました。青少年が活動できる場所もなくなり、行き場がなくなっています。そのためにも旧高取幼稚園を整備、活用をぜひお願いしたいと思います。この高取学区は児童センターがないままこれまで過ごしてきました。今後も子供が雨の日も夏休みなど暑い一日でも遊び場がないまま過ごさせるお考えなののでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの御質問の中で、まず青少年という話がありましたけれども、こちらにつきましては、中高生は行動範囲も広いということもございますので、18歳までが利用を対象とします市内の児童センターが十分利用できる状況であると考えております。また、ほかの公共施設、例えばいきいき広場のロビーですとか、そういった形で今現状、中高生の居場所として活用されてもいる状況でございます。したがって、青少年の活動の場がないとは考えておりません。また、先ほど居場所をと、全体的な話がありましたけれども、そういった放課後居場所事業等で居場所が日によっては確保できないお子様に、子どもに対して対応できるようにやっているのがセンターキッズというふうに認識しておりますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） それではちょっとお聞きいたします。学童保育は何名で、センターキッズが何名なのか、今の人数をお示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今、現状の最新の数字で申しますと、ちょうど今新型コロナの対応もしておりますので、そういったものを含んだ人数にはなっておりませんが、児童クラブ、高取小学校区の部分のみというところで行きますと、高取の児童クラブが在籍人数は34人で、楽習館が27人でございます。あと、センターキッズは登録が今4名でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 児童クラブの在籍者34名というのは、これまでの従来の定数の数でしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 現在、高取児童クラブについては定員が36名のところに対して、34名という意味合いでございます。楽習館につきましても、定員が36名のところに対して、在籍が27名ということでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 学童保育が34名、36名という人数が入れるわけですから、先ほど言ったような子供さんでも、やはり学童保育に入れるべきではないかと思いますが、その点ではどうなんでしょう。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 学童保育に入るといふ、児童クラブに入るといふところでいきますと、大きくはやはり就労と、また保護者が例えば介護であったり、病気であったり、保育園の入所と似通った形なんですけど、そういった、どうしても保護者のそういった状況に応じて、こどもが日中1人になってしまうと、そういう要件の中を満たす人が利用するということもございますので、申し込めば全ての人が入れるというわけではございません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 申し込んで全ての人が入れるというふうには、書類で不備といいますか、条件がきちんとあってなければ入れないということだと思うんですが、そういうことは皆さん、もう古くから学童保育を利用してみえるし、またその情報はしっかり飛び交っていますので、御存じだと思うんです。それでも、1年生、2年生などは、特にどうしても学童保育に入れなければいけないということで工夫をしてみえるわけですが、今のことで言いますと、要するにおばあちゃんなり、いますけれども、その方は一切、今ですと夏休みなんかになりますと、一切ほかの仕事をやめて、子供に「今日はどうする、今日はどうする」と言って、つきっきりになっているわけですが、非常に、病気をされたことも含めて、要するに疲れるよということを書いてみえるんです。そういう子供さんをやはり児童センターがあれば、そこで遊ばせて、自分もゆっくりできるということを書いてみえるわけですが、そういう点ではそういうお気持ちがある方はたくさんいるんですが、そういう方たちのためにも児童センターはぜひ設置してほしいと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 児童センターの設置というところですが、先ほども御答弁させていただきましたように、児童センターを現状、先ほどもありました旧高取幼稚園を活用してそちらに転用していくという考えはないということを繰り返し申し述べさせていただきます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 児童センターを設置する考えはないというお話ですが、その点では納得をしたということではありませんが、この質問は一応ここで止めさせてというか、ここで次の質問に移らせていただきます。

障がい児の保育園の入園について伺います。

健常児でも障がい児でも保育園に入園させたいという場合に、保育に欠けていれば入園させて頂けるというふうに思っているんですが、障がい児の場合は何か特別な理由などあって、普通の子供さんと同じようには入れないというようなことを言われたようですが、そんなことがあるのかどうか、お示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 障がいのあるお子さんの保育園の受入れというところでございますけれども、まずどのように進めているのかという部分で御説明させていただきますと、障がいのある児童におきましては、その成長にとって最善の選択肢は何かという視点を第一に、入園について保護者と話をして進めさせていただいております。その中で、特に3歳以上児につきましては、年齢を踏まえて集団での生活、行動について保育園、幼稚園の場で成長を育むことができるように、健常児とともに保育する統合保育というものを実施し、加配の保育士を配置して、そ

ういった障がいを持つお子さんが園生活を円滑にできるようなことを進めております。

もう少し具体的な流れとして申し述べさせていただきますと、4月入園を例に詳細を説明させていただきますと、障がい児で3歳以上児での入園を希望する方につきましては、通常の受付期間である前年の10月頃に入園の申請というのがなされるんですが、その場合は既にこども発達センターやみどり学園などの各種機関につながっている事例も多くありますので、そういったことで行政のほうで情報を既に得ている状況もあるというところの中で、また、加えて11月頃に面接などにより、その詳細のほうを把握しております。その結果を踏まえまして、最終的には各種専門職で構成される統合保育審査委員会で児童の状況などを踏まえまして、総合的な観点から加配の有無や配置数などについて決定をしているという状況でございます。

その上で、入園する時期などについて、各園の状況にもよりますけれども、保護者と個別にしっかりとお話をさせていただきまして、入園等について決めさせていただいているというところでございますので、障がいをお持ちのお子さんの状況によってそれぞれケース・バイ・ケースにはなりますけれども、保護者の方としっかりと話をして入園について進めているというところがございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 耳の障がいがある子供さんを保育園に入れたいんだけどという相談があったようですが、そうしたら、要するに、そのお母さんは市のほうに相談をしたわけです。相談があったというよりか相談をされたわけで、そうしたら10月からなら入れると、要するに10月からだったら見てもいいよと。そのときには3歳と10カ月ぐらいになっているわけですかね。その子供さんが——ですから、保育園というのは2歳でも3歳でも、本来保育に欠けていけばみんな預からなければいけないのではないのかということをしごく思って、ほかの事情が分かりませんし、子供さんが待ってみえるので帰ってきたということを書いてみましたが、どうしても10月でなければならないという理由はどこにあるんでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今、耳の悪いお子さんの話を例にとって議員が申されたことでございますけれども、具体的なケースとして今3歳児でというところは、私どものほうではそのような相談を承った事例は今把握はしておりませんが、別の件では、実際はもっと年齢が違う子ではありますけれども、そういった方とお母さんとは、今、協議をいろいろさせてもらっているところがございますけれども、そういった中で、そういった障がいをお持ちのお子さんにつきましては、やはり保護者の方とお話をしていく中で、安全に園生活を送る上で、保育士の話が、例えば耳に障がいがあるという話であると、どこまでそういった保育士の指示が入るのかですとか、体制として園のほうとどこまでそういった体制を組めるのかというところをしておりますので、そういったものを踏まえて最終的に協議をしてきて決めておりますので、まず先ほどの10月とい

うところの話は、今、私どものほうで具体的にそういった耳の悪いお子さんに対してそういったアプローチをしている例はございませんし、特に保育園の場合は保護者の就労等がありますので、そういった状況も鑑みて入園については進めていっているというところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 私が、年齢が違うというお話がありましたが、要するに3歳児として入園させたいというのは、そのときになれば3歳と10カ月ぐらいになっているという意味であります。相談した方が、10月ぐらいだったら加配の先生もつけて入れるということと、そのときには入学式の看板も出しますというようなことを言われたそうですので、それは少しおかしいのではないかということを書いてみえましたが、要するに何でこの4月に——4月に3歳10カ月ぐらいになるお子さんなんです、4月に入れられないのかということをお聞きしているわけで、その点ではいかがなんでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 私どもが今、把握しているケースというのは、まだあと1年以上先、来年度の4月ではなくて、もう一年先のケースはちょっと把握している部分がありますけれども、その方とはまだ、そういった10月ですとか、そういった具体的な話は出ておりませんので、ちょっとどの話をされているのかは、正直ちょっと認識はしておりませんが、いずれにしても、今、私どもが把握しているケースにつきましては、そういった先の入園に向けまして、お子さんの状態ですとかお母さんの状況ですとか、そういったこともいろいろ協議をしながら話を進めているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 分かりました。ぜひ保育園は、そのお母さんも大変障がいがあるけれども、障がい、今、少しずつ緩和されて、健常児と同じようにやっているわけで、今現在は高取のみどり学園ですか、なかよし教室に通ってみえるということです。大変、今まで育ててくる中でも、本当に思わぬ出費が続いて、非常に厳しい生活をしてみえるものですから、一刻も早く働きたいという思いがあって相談がありました。ぜひ、そういうお子さんがまた相談に行かれたときには、ぜひ親切に相談に乗っていただきたいと思います。

それから、公共施設の総合管理計画について伺います。

令和2年度の公共施設総合管理計画が発表されました。それを見ると、令和2年度の公共施設推進プランには、いちごプラザ——先にいちごプラザをお聞きします。令和3年に機能移転、令和4年に解体譲渡、返還となっています。いちごプラザはどこに機能移転されるのでしょうか。今でも60人ぐらいの親子が集まることもあると言われるぐらい大変盛況です。このように小さな子を育てている父母にとって必要な施設を解体する計画であれば、代替りの施設についても計画がされているのではないかと考えますが、このことについてお聞きいたします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） いちごプラザにつきましては、いきいき広場を移転先の選択肢の一つとして今、考えておりますが、現在、いろいろな方面のところを検討中というところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） いきいき広場に機能移転をすることを考えているというお話でしたが、いきいき広場、まだ、今もいきいき広場は子供さんを遊ばせたりしてみえるわけですが、その部分に持っていくということなののでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） いきいき広場につきましては、子供さんが集まるこういった拠点というところもございますので、私どもとしましては選択肢の一つというふうに考えております。しかしながら、いろいろな方面のところを検討を重ねているという状況でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 要するに、まだ検討を重ねていると。お母さんたちが言われるのは、いきいき広場にもし、いちごプラザを持っていくとしたら、場所としては集まれる場所はどこかにつくっていただけるんでしょうが、とてもいきいき広場、子供を連れて、子供を遊ばせる場所としてふさわしくない。2階とか3階に上がっていくことを考えると、行かれるお母さんたちがずっと減ってしまうのではないかということを書いてみます。そういう点ではどのように考えてみるんでしょうか、お聞きします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） いきいき広場につきまして、先ほど子供が集まる拠点というようなお話をさせていただきましたが、現時点でもいろいろなお母様方やお子さん方がいきいき広場のほうへ立ち寄っていただいているという状況がございます。したがって、数が減ってしまうのではないかという、それは仮定でございますが、私どもとしましては、現状そういったことで利用されている方もお見えになるということで、こういったところも来ていただくための選択肢の一つというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今現在、見えている方たちにこのいきいき広場も一つの場所として検討していますというお話、それと、どこかほかの場所に作ってほしいというお話がされているんでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） いちごプラザの運営者の方々と、定期的にお話し合いをさせていただいております。その中でどういったところがいいかというお話もしておりますが、その中

で、私どものほうからいきいき広場が選択肢の一つでもあるというお話もさせていただいております。その中で、いちごプラザの運営者から、この場所がいいというようなお話につきましては、ただいまのところは何っていないというところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） どうしてもほかに場所がなければという思いで言ってみえる方もあるかと思うんですが、お母さんたちに聞きますと、やはり、今現在行ってみえる方たちは、要するにいちごプラザもいっぱいということもあって、そちらがいいと言われる方もおるかもしれませんが、いきいき広場で実施するとなると、2階、3階へと上がっていかなければいけない、そういうところで子供を遊ばせるというのはやはり考えてしまうという声があります。そういう点ではぜひ、先ほども言いましたが、高取学区に児童センター、要するに子供の集まれる場所をぜひ整備、開所していただくと、このいちごプラザも一緒に、部屋数はありますので、使えるかと思うんですが、その点ではお考えはありませんか、お願いします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 旧高取幼稚園の一部を活用してはどうかというお話だと思いますが、現時点におきましてはいちごプラザに活用していく予定はございません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） いちごプラザを機能移転するとなると、あとは、これだけではありませんが、この令和4年に解体、譲渡、返還となっていますが、これはどこに解体して、譲渡して、返還と、これはどのようになる予定なのでしょう。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） もし、機能移転をした後ということにつきまして、この件につきましては未定というところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この解体した後はまだ未定だというお話ですので、ぜひ、これを、今言いましたようないちごプラザやキッズクラブ、まだキッズクラブにも入れない子供さんなど、子供さんが集まれる場所を整備していただきたいと思います。

次にみどり学園のことについて伺います。

みどり学園は令和18年解体の予定が、令和4年に機能移転、令和5年に解体、譲渡、返還となっていますが、ここでは家庭的保育や悠遊たかとり、お年寄りの予防的な介護、なかよし教室など開催されていますが、これらの現在開催されているものについて、どこにどのように機能移転されるのでしょうか、お示してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 公共施設推進プランにおきまして、みどり学園等につきまして

は、高取小学校の大規模改造にあわせて、機能移転を令和4年度に行うという計画となっております。この後の移転先ということにつきましては現在検討しているという状況でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） もう令和2年になるわけですが、今現在、利用してみえる方たちが将来検討中、将来検討中ということでもはっきりしないと、皆さんは言ってみえるんです。非常に先の見通しが不透明な状態であるということですので、これ、ぜひ、なぜ令和18年解体の予定をこのように早く、解体の時期を早めたのか、この点についてもお示してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 高取小学校の大規模改造工事に向けて設計業務を今年度から着手しております、その中で給食室の配置について、給食室というのは長時間給食を止めることができない、かつ学校給食衛生管理基準を満たしていく必要があるという、そういう中で検討を進めた結果、現在の位置では増築の余地がない。耐力壁があったり、北側は道路ですから拡張の余地がないということで、学校運営上どうしても、学校の敷地内で検討していったんですけども、その給食室の用途を満たすためにはどこかほかの場所に移す必要があるということで、学校の敷地内だけではなかなかその手だてができないということで、やむなくみどり学園の敷地を使わざるを得ないということでこのようなことになったということでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この解体の予定を早めたのは給食室の場所がどうしても、次の大規模改修の際に場所がないということがあって、早めたのだというお話なんです、この間、早めたのはいいにしても、その間のこの子供さんのなかよし教室などについてはどのようにされていく予定なのでしょうか、お示してください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 先ほど申しましたように移転先については、今、検討中というところでございますけれども、移転先が決まりましたら、そちらの必要に応じた工事等々整備して、そこで移転することができる状態になれば移転するという形になって、その後、今あるみどり学園については学校の大規模工事の中でその敷地を使っていくという形になるかと思われま。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 次に移ります。

刈谷豊田総合病院の高浜分院の今後についてお聞きします。

今後、高浜分院は、高浜分院と名前はついていますが、刈谷豊田総合病院高浜分院でありますから、刈谷豊田総合病院のものになっているわけです。高浜市はもともとの所有ではありますが、刈谷豊田総合病院へ譲渡した以上、刈谷豊田総合病院高浜分院は刈谷豊田総合病院のものになっているわけです。固定資産税は高浜市は1,080万円払っていると前回言われましたが、引き続き

この固定資産税、高浜市が支払っていくというお考えなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 旧刈谷豊田総合病院高浜分院の固定資産税につきましては、取り壊しまでの間、固定資産税相当額につきましては豊田会のほうに補助金としてお渡しをする予定となっております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 新しい高浜豊田病院にも補助金として払っています。刈谷豊田総合病院の活用をしていないにもかかわらず、高浜市が払っていくというのは大変、市民感情として不思議というか、おかしいというか、不適切だということを思うわけですが、その点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 利益を生まなくなった建物である旧高浜分院の固定資産税相当額を高浜市が支援することによって、早期に豊田会には収支均衡に近づけていただきたい。そして、経営状況が改善すれば、早期に旧高浜分院のほうは取り壊していただきたい。このように考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 毎回言っていますが、大変、要するに刈谷豊田病院を優遇している政策だと思うんですが、まだまだこの病院を固定資産税を引き続き払っていくというのであれば、刈谷豊田総合病院の分院を特別養護老人ホームとしてよみがえらせることは考えてみえないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 旧高浜分院につきましては医療法人豊田会が所有する建物でありまして、いずれ取り壊される予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市も100人を超える特養ホームの待機者がいるわけですから、ぜひ、いつまでも固定資産税を払うだけ払って、壊してくれるのを待っているというような受け身の姿勢ではなく、きちんと新しい手を考えていってはいかがかと思うんですが、その点ではどう考えてみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 旧高浜分院を利活用しようと考えますと、電気、ガス、給水といった附帯設備がかなり老朽化いたしております。かなりの投資をしない限りは活用ができないと考えておりますので、議員がおっしゃられたような計画は持ち合わせておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 次の教育行政に移ります。

教育行政で日本語初期指導教室というのを実施してみえるんですが、そのことと給食について伺います。

翼小学校と高浜小学校でくすのき日本語初期指導教室を行っているとは承知していますが、現在何名の子供さんが学んでいて、来年度は何名が学ぶ予定なのでしょうか、お示してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） お答えをいたします。

くすのき、主には外国から初めて日本の学校に入る児童・生徒の受入れをしております。この現在の状況であります、3月2日現在の数で言わせていただきます。高浜小学校内のくすのきについては2名、翼小学校内のくすのき教室には5名の児童・生徒が在籍をしておる状況です。ただ、皆さん御存じであるとお、3月2日から臨時休業という形になっています。ですので、今申し上げた数字の中に、実は3月2日から入る予定であった児童・生徒が高浜小学校のほうのくすのきに2名、翼小学校のほうのくすのきに3名という形で予定をしておったところです。この子供たちについても来年度に延期という形で入っていただきますので、来年度の数で言いますと、先ほど申し上げました3月2日現在の数字でスタートするという形になります。よろしくお願ひします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） その子供さんたちは今は休校ということですが、どれぐらいの時間、日本語を学んでみえるのか、自分の学校に戻って授業を受けるのはどれぐらいの時間になるのか、その点ではどのようにになっているのか、お示してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） くすのきの学習の様子であります、基本的に午前中の時間で学習をすることになっています。午後の時間につきましては、それぞれの在籍校に戻って、それぞれの学級の中で過ごす形になっています。ただ、日本語が不自由という部分はどちらで学ぶにしても変わりありませんので、学校に戻った後につきましては、それぞれの学校に日本語指導の担当教員がおりますので、その担当教員が取り出しであるとか入り込みであるとかいうことを重ねながら、指導を継続しているという形であります。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜小学校と翼小学校で子供さんが学んでおられる。その中学生が何人で小学生が何人なのか、その子供さんたちにとって、小学生の子供さんはやはり環境に慣れるのも若干早いと思うんですが、中学生の子供さんは、なかなか日本語の生活になじむというのは子供にとっても大変ではないかと考えますが、その点ではどのようにになっているのか、お示してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） おっしゃられるように、確かに小さい子ほど日本語の取得は早いように自分も思っております。現在、今年度、合計31名の児童・生徒がくすのきで学んでおるところであります。小学生につきましては22名、中学生については9名、合計くすのきで学んだということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この指導教室というのは午前中というお話でしたが、どこかで決まっているのか。それから、各学校に戻ってから、やはり中学生の皆さんなどは生活になじむまで、どうしても日本語が通じない部分などもあって大変ではないかと思いますが、その点ではどのようになっているのか、お示してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） くすのきでの学習の期間は3カ月をめどにということで予定をしております。おっしゃられるように、3カ月間で日本語をマスターしていくということは非常に難しいことではあると考えています。しかし、子供たちは同じ世代のその仲間の中で生活をして、やりとりをしていくという中で日本語を身につけていく部分がとても大きいと考えています。ですので、くすのきで日本語の初期指導を行いながら、午後、所属学級の集団に戻っていくんですけれども、その中でみんなと頑張ってやっていこうという気持ちを高め、自信を持ってその集団に入っていくことができるようにしていくことをくすのきでは目標の一つに入れてあります。午後、自分の学校に戻ります。おおよそ授業が6時間目まである日と5時間目まである日がありますが、その2時間については各配属学級のほうで過ごす。そこへ日本語指導の担当の先生がさらにサポートをしながら日本語の指導を補ってやっていく、そういう形で今やらせていただいております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

残り時間5分ほどですので。

○15番（内藤とし子） 生徒たちが、中学生は若干生活になじむのに時間がかかるようだというお話でしたが、それを見ていくサポートティーチャーもおられるということで、ぜひ、生徒たちが早く日本語の生活になじむよう、また、ぜひ指導をお願いしたいと思います。

次に、変形労働時間制について伺います。

公立学校の教員を対象に導入させようとしている1年単位の変形労働時間制実施に向けて、都道府県では条例作りが進められようとしています。変形労働制は労使協調が前提であり、県職員である地方公務員の適用を想定しておらず、学校現場にふさわしくないと考えますが、どのような見解か、お示してください。

教員の働き方は子供の学習環境に直結すると考えます。勤務時間の縮減を図ることが第一なの

ではないかと考えますが、高浜市の考えは、見解をお答えください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） お願いいたします。

おっしゃられるとおり、教員の働き方は子供に直結するものでございます。教員が長時間労働をする。それは、どの教員も子供たちのためであるという思いを持ってやっております。ただ、それによって教員が疲弊していくようであれば、その働き方というのはよくないと考えています。現在、教育委員会、学校も連携をしながら業務改善を進めたりということで、多忙化解消に歯止めをかけようとして取り組んでおるところであります。

御質問の変形労働時間制についてということではありますが、簡単に言ってしまうと休日のまとめ取りのような制度になります。通常の労働時間を長く設定をして、夏休み等余裕があるところの労働時間をその分短くしていくという、そんな、簡単に言ってしまうとそういうものであります。これはそういうことができるようになったということであって、義務でもありません。教職員にもいろいろな方がおります。例えば、育児、それから介護等で通常の勤務時間が終わったらすぐに戻らなければならないという者もございます。休日のまとめ取りは全ての教員が希望するものではないと考えていますし、多忙化解消につながるものであるかということ、そうではないと現段階では判断をしているところでもあります。しかしながら、県、近隣市町の動向にも注視しながら、本制度について研究や分析を進め、対応を考えていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

残り1分です。

○15番（内藤とし子） 部活や事務に追われ、我が国の公立小・中学校教員の労働時間は週約60時間と主要国で最も長い一方で、授業に費やす時間は短いのが現状です。日本の教員の労働時間は世界的にも突出しています。これ以上労働時間を増やすのであれば、教員の健康が懸念されます。育児や介護を行う教員に配慮するとの条件ですが、配慮すべきは育児や介護をする人だけではありません。この変形労働時間制は8時間労働制を崩すものになります。教員給与特別措置法改定に伴う変形労働時間制は、法律で地方公務員である教員に労使協定さえ結ばずに、条例で変形労働時間制の導入を可能とするのは、労使対等原則を守らない労働基準法違反であると考えますが、ぜひ、この労働基準法違反になる変形労働時間制を学校現場で採用しないようにしていただきたいと思い取り上げました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

午前11時18分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷直子議員。一つ、SDGsについて。一つ、児童虐待について。以上、2問についての質問を許します。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） こんにちは。2番、神谷直子です。

今日は記事の下にオレンジリボンとパープルリボンのダブルリボンをしてきました。後で質問させていただきますが、このダブルリボンの思いが高浜の市内中に広がることを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

先日、刈谷で衣浦定住自立圏共生ビジョン推進講演会がありました。そこでは講師に株式会社ローカルファースト研究所、代表取締役の関幸子氏が、SDGsと地方創生～持続可能な地域社会の実現のために～という演題で御講演されました。私たち議員も参加させていただきましたが、職員の方も多く参加されていたように見受けられます。このSDGsですが、最近では自治体の総合計画などにも盛り込まれているところが増えてきています。高浜市でも、今後新しく作る第7次総合計画にも盛り込んでいく予定と聞いております。また、持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）に盛り込まれた国際目標であるSDGsについては、5月頃に職員研修をすると聞いております。このSDGsに対する高浜市の取組についてお伺いします。

まず最初の質問ですが、SDGsの基本的な考え方についてお伺いいたします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、御質問いただきました。御質問の中で定住自立圏の御講演のほうを拝聴していただいたということで、多くの議員の皆様が御参加をいただき、ありがとうございました。今の御質問ですけれども、SDGsというのは、これはサステナブル・デベロップメント・ゴールズ。これを和訳をいたしますと、持続可能な開発目標という意味でございます、質問の中にもございました2015年9月の国連サミットにおいて採択をされております。それから、2030年のアジェンダに記載をされておる国際社会の共通の目標ということでございます。

キャッチフレーズとして、「誰一人取り残さない」という社会の実現を目指して、貧困問題を初め、気象変動、生物の多様性、エネルギー問題など、経済、社会、環境を巡る広域的な課題に総合的に取り組んで、持続可能な社会を作るために、2030年末までに目標達成を目指して、これは法的な拘束力はございませんが、全世界で取り組むべき課題を17の目標に分けて、それらを達成するために169の具体的なターゲットで構成をされておるといふふうに認識をいたしております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

そう、この持続可能な開発目標（SDGs）は、産業革命以降急激に活発化した人間活動によ

り、経済・社会の基盤である地球の持続可能性が危ぶまれていることに端を発します。1972年、マサチューセッツ工科大学のメドウズらにより発表された「成長の限界」は、地球資源をふんだんに使いながら拡大してきた世界経済の成長は、このまま続くと100年以内に限界を迎えるという衝撃的な提言でした。その後、1987年に、環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）による報告書「我ら共有の未来（Our Common Future）」で、「持続可能な開発」の概念が提唱されたことがSDGsの根底にあります。

それからしばらくの期間を経て、2000年に開催された国連ミレニアム・サミットにて、SDGsの前身となる「ミレニアム開発目標（MDGs）」が採択されました。MDGsは2015年を目標年として、極度の貧困や飢餓の撲滅など、8つのゴールを設け、加盟各国がその達成に向け努力することとされました。そして、目標年が近づいた2012年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで、「持続可能な開発会議（リオ+20）」にて発表された成果文書「我々が望む未来（The Future We Want）」で、環境・経済・社会の3つを統合したSDGsを採択すること、さらにSDGsをMDGsの後継として統合することが決定され、2015年9月の国連サミットでSDGsが採択されたものです。

日本における取組の現状についてお伺いたします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今、御質問いただきました日本における取組の現状でございますが、日本における取組といたしましては、2016年5月に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が設置をされるとともに、同年12月には、日本の取組の指針となるSDGs実施方針が策定をされております。この実施方針のビジョンは、「持続可能で強靱、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とされておりまして、8つの優先課題と140の具体的な施策が盛り込まれております。また、昨年12月には「SDGs実施指針」が改定をされるとともに、2020年のSDGs推進のための具体的施策を取りまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定をされてございます。

また、国内でのSDGsの普及・推進を図るために、SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業の選定も行われており、愛知県内からは、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市が選定をされているところでございます。

さらに、まち・ひと・しごと地方創生基本方針2017以降では、その中に、「地方公共団体における持続可能な開発目標の推進」が盛り込まれるなど、自治体のSDGs達成に向けた取組を支援するとともに、各自治体にSDGsへの取組が求められているというところになっております。

次に、各自治体の現状というところでもございますが、2019年10月1日から11月29日の間に、内閣府がインターネットで調査をされましたSDGsに関する全国アンケートの結果でございますが、84%の自治体がSDGsについては関心があるとしておりまして、約2割の自治体が既に

推進をしている。その他6割の自治体が、今後推進、検討をしていく予定となっております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

多くの自治体に関心を示しているとのことですね。地方創生は少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要とされています。SDGsは先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地域の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

SDGsを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されております。

私は、この目標を利用してゴールを明確にすることが必要だと思っておりますが、確認をさせていただきたいです。なぜ、高浜市で必要なのでしょう。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） SDGsに掲げられております17のグローバル目標には、貧困や飢餓、健康や教育、安全な水、働きがいや経済成長、住み続けられるまちづくり、環境課題への取組などが掲げられております。その取組につきましては、高浜市のみならず、全ての自治体や企業などにも相通ずるものであると捉えております。しかしながら、持続可能な社会を作るという目標は同じでも、優先的に取り組むべき政策は社会情勢の中で変化をしていくものではないかと考えております。重要なのは問題の本質を見極めて、長期の視点から最も有効な政策を選択することです。

例えば、SDGsの目標の一つに「貧困をなくす」という項目がございます。貧困対策には、生活困窮者への経済的支援や住宅の手当などさまざまな方法がございます。しかしながら、それだけでは貧困問題の根本的な解決にはなってきません。この課題で最も重要なことは、貧困が子供の世代に引き継がれないよう、貧困の連鎖を絶ち、誰もが人生を切り開くチャンスがあるという、そういう政策が必要ではないかと考えております。

本市がまちづくり施策として既に取り組んでいること、行政業務の多くはSDGsに掲げられている17の目標に関係をしてくるものでございます。加えて、先ほどの答弁で申し上げましたが、「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」におきましても、来年度から始まる第2期の地方創生

総合戦略には、令和4年度までにSDGsの取組を推進する自治体を60%ぐらいにまで引き上げるという目標が掲げられてございます。また、掲げられている17の目標に目標11というところですが、「持続可能な都市」が掲げられており、このようなことから取り組んでいく必要が高浜市としてもあると考えてございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

企業に大きな影響を与えたのが日本経済団体連合会（経団連）の企業行動憲章の改定です。憲章にSDGsが盛り込まれ、これからの社会に向けた提言である「Society 5.0—ともに創造する未来—」では、たびたびSDGsの文字が登場しています。上場企業を対象に行われた調査では、今後の取組の予定があるのは約40%と限定的です。一方で、約70%が企業の責任として重要と考えていると回答しており、今後、具体的な取組が増えていくものと考えています。

1992年のリオでの国際環境開発会議（地球サミット）、1997年の京都での気候変動枠組条約締結国会議（COP3）などの目標が掲げられてきました。

持続可能な開発というテーマは以前から繰り返し議論され、目標設定されてきたものでした。ただし、これまでの目標は国やNGOが主体になるものが多く、一人一人が当事者意識を持ちにくいということがありました。これらを引き継ぐ形で、2015年に国連総会で決議されたSDGsは、国や途上国だけでなく、先進国の課題を網羅し、民間企業による取組を求めた点が大きな違いです。日本では、CSR（Corporate Social Responsibility／企業の社会的責任）は、利益の一部を社会に還元する活動だけを指すものと解釈されることが多くありました。そのため、企業業績の悪化や経営者が交代した際に継続が難しくなるケースがありました。持続可能性を重視するSDGsでは、本業そのものにSDGsの考え方を組み込むことを前提としています。そのため、ボランティアや寄附ではなく、事業を行い、企業が収益を上げることが同時に社会や地球環境の改善につながるようなビジネスモデルを求められています。

2030年に達成するためには、非常に大きな目標が並びます。そのため、企業におけるイノベーションに期待されております。市場規模は12兆ドルとも言われており、グローバル企業のトップを初め多くの企業でSDGsの取組が開始し、さらには株式市場でも環境（Environment）と社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮したESG投資にも注目が集まってきております。新たな事業機会の獲得やリスクの提言、共通言語としてのコミュニケーションツールなど、企業活動に大いに活用できるため、SDGsに取り組む企業が増えています。

先ほど、「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」においてもということでしたが、高浜市内の企業についてはどのように取組をされているか、御存じでしょうか。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） これまで企業では利益を追求し、消費者のために地域社会のため、時には生活環境の向上や維持のために求められる製品やサービスを提供されてきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等によりまして、売上げ拡大や事業継承において課題を抱える企業が増えてきていると聞いてございます。

SDGsにつきましては、議員から御説明がありましたとおり、持続可能な開発目標でございます。企業も将来にわたって継続し、より発展していくために必要となるのが長期的な視点の社会のニーズを重視した経営と事業展開であると考えてございます。SDGsは企業にとって必要とされる概念が多く含まれているのではないかと考えてございます。昨今、マイクロプラスチック問題によって、プラスチック製のストローを採用しない企業が増えたりしたことも、その一環だと感じてございます。また、議員の言われるとおり、ESG投資も世界で急速に拡大をしております。国際組織の世界持続可能投資連合によりますと、2018年の世界のESG投資額は約3,400兆円となっております。

企業はこれまで、発展途上国から安価に原材料などを仕入れることで利益を得てきましたが、現在は仕入れ先の発展途上国における労働環境の改善などにも取り組まなければ投資が得られないと言われてございます。

そこで、質問にもございました高浜市内の企業のSDGsに対する取組の現状でございますが、正直、現時点では把握をしておりません。しかしながら、企業活動において、目先の利益だけではなく長期的な視点に立ち、SDGsを企業活動に取り込むことにより、持続可能な経営を目指す企業が今後増えてくると思っておりますので、その動向につきましてはしっかり注視をしてみたいと考えてございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） SDGsでは、いろいろな目標がありゴールが決められています。例えば、先ほども例がありましたけれども、17のグローバル目標には貧困や飢餓、健康や教育、安全な水、働きがいや経済成長、住み続けられるまちづくり、環境課題への取組などが掲げられています。

その責任の見解についてお伺いいたします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 責任の見解という御質問でございますが、目標達成に向けた責任という部分では、国、自治体、企業、個人がそれぞれのできることで、役割を果たすことが重要であると考えております。社会を動かすのは市民であり、市民一人一人が経済や社会、環境に配慮した行動改革を起こしていけるよう、自治体としましては2030年のあるべき姿を描き、優先すべきゴールとターゲットを示し、政策目標を立て、市民の皆様の意識を変えていくことが責務であると考えております。これは企業においても同様なのではないかなと考えてございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

先ほどお話したとおり17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況をはかるための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で、地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促すことが期待できます。

高浜市でどのようにSDGsを生かすことができるのでしょうか。市における今後の取組について伺いたします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今後の取組ということでございますが、本市では、御承知のとおり現在、第7次の総合計画の策定に向けた取組というのを始めております。この総合計画の中に掲げる各施策や事業、SDGsの開発目標がどの分野に関連しているのか、達成基準に該当するのかということをも検証していくことが必要なのかなと考えております。

それから、これまでに各部局で独立をして委ねられてきた施策や事業について、今まで以上に、部門間で相互に影響をしているところを確認をし合うというか、そこを職員が再認識をすることが必要だと考えております。そうすることによって、SDGsの目標に掲げられている17の目標のリストを課題のリストというふうに読みかえをして、次期総合計画に取り組んでいくときに、課題とそのひもつけをしっかりとしていくということが大切なのかなと。それから、こうしたことでそういう課題が理解をしやすくなりますと、解決をするためにはどうすればいいかということがきちんと考えられてくると思いますので、それが解決をしていくための第一歩というふうにつながってくると思います。

まさに、現状と目標を見て、10年後の目指す都市像に対して、このギャップを埋めるにはどうすればいいのか、この地域、地元の強みを生かして、ここで何が達成できるのかということを考えていくことが大切であると考えております。今後は、まず市内の情報共有をしっかりと図り、時期を捉えて市民の皆様にも情報を発信をしていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

SDGsの各グループの考え方についてですが、まち・ひと・しごとの創生に向けた持続可能なまちづくりの実現を目指す中、住民生活の質（QOL）の向上のためには、短期的に見た生活サービス機能の向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能性のあるまちづくりを進めていくことが必要です。2030アジェンダの中核文書であるSDGsにおけるゴール、ターゲット、指標等を統合的に活用すれば、中長期の視点から持続可能なまちづくりのビジ

ョンや具体的な活動目標を構築することが可能となります。

具体的には、まち・ひと・しごとの好循環を生み出す地域空間を形成するために、地域固有の取組が必要です。例えば、ゴール11（住み続けられるまちづくり）については、「環境未来都市」構想において、我が国は先行的な取組を行っているところ、さらに地方の人口減少の課題への対策としては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版」に示されているように、1都市のコンパクト化、2稼げるまちづくり、3公共施設等の集約化・活用や空き家の活用などが指摘されています。これらの政策課題の推進において、SDGsのゴールや指標を活用することができるわけです。

また、SDGsは経済・社会・環境の三側面を不可分のものとして扱い、統合的な取組を通じ、持続可能な開発を目指すものとしてデザインされております。政府がこれまで進めてきた「環境未来都市」構想においては、環境や超高齢化対応等の課題解決に取り組んできました。SDGsにおいて、それらを含めさらに幅広い17のゴールが設定されており、地域ごとの優先的なテーマに取り組むことで、さらなる相乗効果の創出に作り上げていくことが重要です。そして、その実行に当たってはさまざまなグループ内での連携が必要です。

このように、SDGsを活用することにより、自治体が抱える多様な課題について、経済・社会・環境の3分野にわたる相互関連性を知ることができ、統合的取組がもたらす相乗効果のメリットを認識した上で、各種課題に取り組むことができるようになると思います。各グループの今後の取組はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 各グループの今後の取組ということでございますが、現在、各施策につきまして、SDGsを特に意識して行ってきてはいないというところはございますが、ただ、各グループにおいては既にSDGsの理念に沿った事業が展開されているのかなと思ってございます。例えば、SDGsに掲げられている目標の3「あらゆる年齢の人々の健康な生活を確保する」では、高浜市では既に、誰もが健康に暮らせる社会を目指す「生涯現役のまちづくり」事業というものを既に展開しているというところもございます。また、SDGsに掲げられている目標の4「質の高い教育をみんなに」という分野では、高浜カリキュラムの推進や異校種間連携事業、こういったものがその目標達成に向けて貢献をしているようなところがあるのかなと考えてございます。

今後も企業や団体と力を合わせて取り組むことで、持続可能な社会の姿を発信できるよう、努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

先日、前にも一般質問で取り上げました麴町中学校の研究発表会がありました。ユーチューブ

でも見ることができます。その中で、まとめの最後になりますが、教育を対話を通して作っていくという話の中で、学校法人にとべ学園の教えない授業で有名な山本先生が、日本財団のアンケート結果で、17歳から19歳、1,000名に行ったアンケート結果で、2019年に行われているものですが、自分で国や社会を変えられると思うという青年は18.3%と2割に満たないとあり、これは結構ショックであった。でも、社会を変えられるよということを教えようとすればするほど当事者になりにくい。SDGsも教えようとすればするほど当事者になりにくい。SDGsは一人一人が当事者となって合意形成を世界中としていく、社会課題を下から対話を通して解決していく、そんなところがいいんだ！そして、教えない、子供自身が選んで自分で歩いていく、学んでいく教育をしていきたいとありました。

また、大空小学校の木村泰子先生は、保護者には文句ではなく、意見を出していただく、そんなサポーターを作っていくことが大切だとおっしゃいます。学校より大きな単位の市では難しいとは思いますが、当事者になって、この高浜市をどうしたいのか、どんな町にしていきたいのかを感じられるような総合計画を市民との協働の中で作り上げていかれるようなものにしていただきたいと期待を込めまして、SDGsについての質問を終わります。

次に、児童虐待についてお伺いいたします。

先日、友達からクイズを出されました。皆さんも一緒に考えてください。2020年4月1日に施行される改正児童虐待防止法で、しつけではなく虐待はどれでしょうか。1、子供に注意をしたところ、聞かないのでほほを平手で打った。2、子供が友達をたたいたので、罰として同じようにたたいた。3、子供が他人のものを取ったので子供を打った。4、子供がほかの子をからかったので、長時間正座させた。5、子供が宿題をしなかったので、夕食を食べさせず寝かせた。いかがですか。これ、全て虐待に当たるそうです。今から詳しく聞いていきたいと思えます。

児童虐待についての報道は後を絶たず、東京都目黒区で5歳の女の子が亡くなった虐待事案。彼女の命日は3月2日だったそうです。千葉県野田市で10歳の小学4年生の女の子が亡くなった事案は記憶に新しいところです。この2つの事件は児童相談所の判断ミスや関係機関の連携不足が要因だと言われております。加えて、親がしつけを理由に体罰を加え、しつけの一環だと虐待を正当化していたことも要因とされています。

こうした虐待事案を背景に、国は令和元年6月に児童虐待防止法と児童福祉法の一部を改正し、新たに親権者などによる体罰の禁止や関係機関の連携強化、児童相談所の体制強化など、児童虐待防止の取組強化が図られました。特に、今回の改正では、親がしつけを理由に体罰を加えてエスカレートするケースや、体罰をしつけの一環だと虐待を正当化するケースを防止するため、親などの親権者体罰の禁止が明記されました。この体罰禁止に関する改正法は令和2年4月1日から施行されますが、まだ、その内容について周知されていない保護者も多くいると思えます。そのため、しつけと体罰の違いが分からず、体罰を繰り返している人や、しつけのための体罰なら

許されると誤って認識されている人もいます。

そこで、今回の法改正により禁止が明記された体罰行為とはどのような内容なのか、また、しつけとはどのようなものを指すのかをお聞きいたします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回の法改正により、議員がお示しをいただいた行為は体罰、身体に苦痛を与える罰と定義されています。一方、罰を与えることを目的としない、子供を保護するための行為、例えば道に飛び出しそうな子供の手をつかむことや、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為、他の子供に暴力を振るうのを制止することは体罰に該当しません。また、しつけとは、子供の人格や才能を伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすることなどを目的に、子供をサポートして社会性を育む行為とされており、保護者の体罰は一切許されない行為とされています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

体罰とされる行為の具体例をお聞きしますと、たとえしつけのためだと親が思っても、その程度に関係なく、子供に苦痛や不快感を与える行為は全て体罰となることが分かりました。しかしながら、悪いことをしたら叱る、軽くたたくななどの行為は昔からしつけの範囲とされている人が多く、やはり体罰やしつけの境界が分かりづらいと思います。そこで、子供がいる家庭に対し、体罰禁止を分かりやすく周知していく必要があると思いますが、これから市ではどのようにお知らせをしていくのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 議員おっしゃるとおり、悪いことをしたら叱る、たたくななどの行為がしつけの範囲だと思われる人はかなり多くいると思います。また、実際の虐待事案の中でも、保護者の聞き取りの大半がしつけのために叱った、たたいたと言われ、中には、親は子供を懲らしめる権利があると自身を正当化する方もいらっしゃいます。こうした場合には、子供たちが悪いことをしても大きな声で叱ったり、たたいたりするのではなく、悪いことをしないように子供自身が理解できるよう、優しく言い聞かせることが大切だと助言しておりますが、一部の保護者のしつけに対する間違った概念は根深いのが現状でございます。

そこで市では、体罰の禁止について正しい知識を啓発するため、子供や保護者に身近な保健師を通じて、乳幼児健診や家庭訪問時に体罰行為の事例等を記載したパンフレットを配布させていただきまして、子育て世代に対してしっかりと体罰の禁止を周知していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。しっかりと周知をしていただきたいと思います。

これまででも、市では子育て世代包括支援センターを設置するなど、妊娠期からの継続した相談

支援を行っているとお聞きしております。保健師と保護者のつながりの継続は、保護者のさまざまな相談にその都度応じることができることから、幼少期のお子さんと多くの関わりを持つ保健師が児童虐待、そして体罰についてお伝えしていくことは有効な手段だと思います。

しかしながら、お子さんのいる御家庭の状況はさまざまであり、周知する相手は保護者だけでなく同居親族や交際相手など、親権者ではない人もいます。そこで、保護者以外の周知について、また、周知する際の課題等についてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 今回の改正法では、体罰の禁止について明記されましたが、その対象者が親権者に限られておまして、虐待ケースで多く見られる親権者ではない交際相手などの明記はございません。しかしながら、体罰の定義は先ほどお答えしたとおり、その程度に関係なく子供に苦痛や不快感を与える行為は全て対象とされております。これを言い換えれば、苦痛を与える行為は身体的虐待として、不快感を与える行為は心理的虐待として捉えることができますので、親権者以外の同居者にもしっかりと体罰の禁止をお伝えしていくことが必要であると考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。児童虐待防止法が改正されたことに伴い明文化された子供たちへの体罰禁止について、子育てをしている保護者の立場からお聞きいたしました。保健師と保護者のつながり、市ではマイ保健師と呼ばれておりますが、この関係の継続は保護者のさまざまな相談にその都度応じることができるなど、子育てに対する悩みをお聞きする大切な機会となります。子育てに関する悩みは人によってそれぞれです。これまでと同様に保護者や子供たちにしっかりと寄り添って支援していただき、保護者が体罰やしつけのことで1人で悩まないような丁寧な対応をお願いします。

特に、発達障害のある子供はいろいろな特性があると思います。寝ない子、言葉では通じにくい子、育てにくいお子さんもいて、初めての子育てに悩む保護者の方も多いと思います。厚生労働省のホームページを見ますと、保護者自身にも問題を抱えている方もお見えのようです。子供時代に虐待が当たり前で、それしか愛情表現が分からないなど、さまざまなケースがあると思います。ぜひ、丁寧な対応をお願いいたします。

また、体罰禁止の周知を機に、しつけを理由に体罰を加えるようなケースを未然に防ぐなど、痛ましい事案に至ることのないようにしっかりと児童虐待防止に取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に、ダブルリボンの取組についてお聞きします。

ダブルリボンとは女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボン、いわゆるDV対応と児童虐待対応のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた連携の象徴で、最近

ではパープルリボンとオレンジリボンを取り合わせたダブルリボンバッジなども作成されています。平成30年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は年間11万件を超え、また、全国の児童相談所の相談対応件数も15万件を超えています。家庭の中という閉鎖的な環境の中で起こるこうした暴力は外からでは見えにくく、最近では虐待の背景にはDVの影響があったと分析されることも少なくありません。初めに、DVと児童虐待の二面性についてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） DVという支配とコントロールの構造の中で、自分に対する暴力を回避するため、子供が暴力を振るわれているにも関わらず、止めることすらできず、暴力に加担してしまう。また、DVという強いストレスから子供に強く当たったり、無理な要求を子供に強いるケースなどの相互の関連が想定されます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 子供自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子供の見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと、いわゆる面前DVは子供への心理的虐待にも当たります。警察庁の発表によると、2015年1月から6月に面前DVの被害受けていると警察から児童相談所に通告された子供の人数は7,273人、前年同期比42.2%増に上り、記録を取り始めた2012年上半期の約3倍となったそうです。

こうしたDVと児童虐待が密接に関連する事案に対して、市としてどのように対応するのか、お聞きいたします。

○議長（北川広人） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 高浜市を含めたこの地域では、児童虐待は刈谷児童相談センターが、DVについては岡崎市にあります愛知県女性相談センター西三河駐在室が担当しております。相談件数では圧倒的に児童虐待のほうが多い状況ですが、DVに対する相談は年間数件でございます。しかし、それぞれの相談の中には、やはりDVと児童虐待の双方に関わる事例も存在する可能性がありますので、今後も市を含め、しっかり三者で連携していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

強者が弱者を力で押さえつけるDVとは違い、夫婦が同等の立場で行う、いわゆる夫婦げんかを子供に見られてしまった場合はどうでしょう。目の前で両親が言い争ったりどなり合ったり、時に殴ったりすれば、子供は緊張し、不安感や恐怖感に駆られます。つまり、これも子供に少なからず悪影響を及ぼすということです。夫婦げんかは犬も食わぬは昔の話。子供の前ではやめていただきたいと強く願います。

世間では新型コロナウイルスが脅威となっています。ただ、その一方で我々の身近に別の凶悪なウイルスが存在することについてはあまり意識されていないようです。そのウイルスとは暴力のことです。暴力は伝染性を持ち、時に人を死に至らしめるマインドウイルスです。暴力は多忙や競争、対人、ストレスなどを温床とし、暴力の発動でそれ自体によって増殖し、連鎖する自立性を有しています。ここで言う暴力には殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、暴言や無視、監視や強制、うそや罰といった心理的暴力なども含みます。

先日、安倍総理が突如として、全国全ての小・中学校、高校、特別支援学校等に対し、春休みまでの間臨時休業するように考えを表明されました。懸念されるのは子供に対する教育ネグレクトや児童虐待、家庭内暴力の増加です。保護者は日中に在宅できない場合もありますし、在宅を優先することで社会的に孤立する場合もあります。ふだんと異なる状況の中で、保護者が子供に暴力で接したり、逆に子供の家庭内暴力に家族が翻弄されたりする場合があります。急な変更で家庭の支援が不足すれば、学校の長期休暇を契機とし、子供や家族が混乱を抱えることがあります。学校は虐待的な生徒指導が懸念される場である一方、家庭における児童虐待の一次発見者としての重要な機能も果たしています。

厚労省の調査によれば、学校は2018年度、児童相談所への相談経路として警察、近隣、知人に次いで多くなっています。暴力は学校にもありますが、家庭内の暴力に比べれば発生率は少ないですし、深刻な暴力に対する関心の目は強まっています。例えば、古い調査ですが、手元にあるデータで言うと、NHK放送文化研究所の2002年の調査で、高校生が殴られたことのある相手として上げたのは、学校の先生9.5%に対し父親25.5%、母親19.2%でした。先生からの体罰は20年前と比べ4分の1になったのに対し、保護者からの体罰の減少率は2分の1に達していません。一緒に過ごす時間の長さが異なるとはいえ、家庭内の暴力もやはり問題です。

もちろんほとんどの家庭には暴力はないと思いますが、小・中、高、特の一斉休校となれば、最大で全国1,250万人の子供が影響を受けることとなり、1カ月あれば家庭内での暴力の高まりによって致命的なケースが出てくる場合もあります。問題が表れる可能性は余力のないしんどい家庭ほど高まります。コロナウイルスに過剰におびえることが、暴力、あるいは思考停止というマインドウイルスの増殖に手を貸すことにつながります。コロナウイルス対策をしなくてよいという話ではありません。ただ、マインドウイルス対策にも同時に目を向けてほしいと有識者の方々もおっしゃっております。お伝えさせていただきます。

次に、産後直後の支援策である産後ケア事業についてお聞きいたします。

令和元年12月に母子保健法が改正され、産後ケア事業は市町村において努力義務とされました。高浜市において……。

○議長（北川広人） 神谷直子議員、通告をされていますか。

○2番（神谷直子） では、結構でございます。

これで、児童虐待について質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いをいたします。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 昨日の16番議員の質問についてですが、この間の質疑を聞いていますと、12月議会で大山会館を3月31日に閉鎖する議案を可決したんですが、現地の町内会の説明会は、閉鎖を可決してから説明会を行っている。利用者の説明は、人数は少ないにしても、一応その地域というか、やっているんですが、引き受ける場所の町内会の説明会が後からということが分かるんですが、これ、順番が逆ではないかと思うんですが、いかがなんでしょう。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 1月と2月に春日町町内会の会員様向けで説明会を、町内会さん主催で開催しております。この内容につきましては、廃止をされました大山会館が普通財産になるわけですが、これを活用していくかどうかということを中心として説明会というか、町内会員さんに向けてお話しして、今後どうしていくかという話を進めていくということとされております。したがって、大山会館が廃止されるかどうか分からない中で活用していくかどうかという話をする前に、廃止をしたという事実に基づいて、今後の活用をしていくかどうかということの説明会において話して、今後のことについて考えていくということでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 活用していくかどうか分からないにしても、町内会が現地の当事者ですので、半数の会員であるとしても、やはり、現地の実際に活用していく町内会に説明をしないまま、議会で先に決めてしまって、現地の人たちは初めて聞くというような事態に今回なっているわけですから、それは、やはり順番が逆ではないかと思うんです。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は3月9日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後0時7分散会